

加入者のみなさまへ

平成27年10月から通知開始

(マイナンバー)

社会保障・税番号 制度が始まります!



マイナンバーとは国民一人ひとりに割り当てられる12桁の個人番号です。

目的

マイナンバー制度は、国民一人ひとりに12桁の番号(マイナンバー)を交付し、複数の行政機関に存在する個人の情報を正確に連携させることにより、社会保障や税の給付と負担の公平を図り、公平・公正な社会の実現、手続きの簡素化による国民の利便性の向上、行政の効率化を目的とするものです。

利用

マイナンバーの利用範囲は、番号法により「社会保障」・「税」及び「災害対策」の分野に限定して利用されます。

保護

マイナンバーを含む個人情報は特定個人情報といい、「番号法」により漏えい、悪用などのリスクから守るため制度面やシステム面において厳しい保護設置が講じられます。

スケジュール マイナンバー制度の予定

※現時点における予定であり、変更される場合があります。

平成27年10月～

住民票を有する方(住民票がある外国人を含む)に順次、マイナンバーが記載された「通知カード」がお住まいの市区町村から郵送されます。届いたカードは大切に保管しておいてください。

平成28年1月～

順次、社会保障、税、災害策の行政手続きで利用開始。

平成29年1月～

国の行政機関の間で情報連携を開始。

健康保険組合でも、マイナンバーを被保険者の資格や被扶養者の認定など健康保険に関する事務で利用します。

平成29年7月～

地方公共団体・医療保険者等との情報連携開始。

健康保険組合と各行政機関等との情報連携開始予定。

●健康保険組合におけるマイナンバー制度の導入に関しまして、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

お問い合わせは



内閣官房マイナンバーコールセンター

0570-20-0178

※ナビダイヤルは通話料がかかります

平日9:30～17:30
(土日祝日・年末年始除く)

マイナンバーホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

マイナンバー公式Twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーは大切に、むやみに他人に教えないように気を付けましょう!